

呉市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約の制定について
 呉市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約を次のように定める。

呉市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約

呉市地域公共交通協議会規約の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
呉市公共交通協議会規約	呉市公共交通協議会規約
(目的及び設置)	(目的及び設置)
第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、 <u>地域公共交通網形成計画</u> （以下「 <u>形成計画</u> 」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な事項を協議するため、呉市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、 <u>地域公共交通計画</u> （以下「 <u>公共交通計画</u> 」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な事項を協議するため、呉市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
(協議事項)	(協議事項)
第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。	第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。
(1) <u>形成計画</u> の策定及び変更に関すること。	(1) <u>公共交通計画</u> の策定及び変更に関すること。
(2) <u>形成計画</u> 及び <u>形成計画</u> に位置付けられた事業の実施に関すること。	(2) <u>公共交通計画</u> 及び <u>公共交通計画</u> に位置付けられた事業の実施に関すること。
(3) <u>形成計画</u> の達成状況の評価に関すること。	(3) <u>公共交通計画</u> の達成状況の評価に関すること。
(4) ・ (5) 略	(4) ・ (5) 略
(6) ・ (7) 略	(6) <u>自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</u> (7) ・ (8) 略
第3条 略	第3条 略
(委員の任期)	(委員の任期)
第4条 協議会の委員の任期は、 <u>委嘱又は任命をした日の属する年度の翌年度末までとする。</u> ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。	第4条 協議会の委員の任期は、 <u>4月1日から翌年度末までとする。</u> ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
2 略	2 略
第5条～第13条 略	第5条～第13条 略

付 則

- この規約は、令和3年7月1日から実施する。
- 令和3年度中に委嘱又は任命された委員の任期については、委嘱又は任命された日から令和5年3月31日までとする。